

倫理規程

〈前 文〉

特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という。）は、定款第3条にて以下の目的を定めた。

定款第3条

この法人は、食品生産者、卸業者、小売業者、個人あるいは行政組織から余剰食料を回収し、当該食料を非営利団体等や生活困窮者など当該食料を必要とするまたは活用する人々に無償で提供する事業を行うことにより食料廃棄物の削減を実現し、もって持続可能な循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

上記目的に基づき、この法人は、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役員、職員そして有償もしくは無償ボランティア（以下「構成員」という）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

〈全 文〉

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。この法人のすべての構成員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- （ア）この法人としての事業活動が広く公益に資するものか、また地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。
- （イ）経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持向上に努めなければならない。この法人のすべての構成員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- （ア）支援先の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。
- （イ）この法人のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントも含めて、個人又は団体を中傷誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせる

おそれのある内容の情報発信、その他この法人の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人のすべての構成員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人のすべての構成員は、関連法令及び法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し社会的規範にもとることなく適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第5条 この法人のすべての構成員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 この法人のすべての構成員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。具体的には、以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 支援先の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。

(イ) 構成員同士が談合して、この法人の運営を私的に利用する行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況運営内容、財務資料等を積極的に開示し、物品及び金品の寄附者、各種会員、スポンサー企業をはじめとして地域社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(情報の保護・管理)

第8条 この法人は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。この法人のすべての構成員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 職務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理(貸与しているパソコン等の管理を含む)、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えいを行わない。

(イ) 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し当事者の同意なしに第三者への情報提供を行わない。

(研鑽)

第9条 この法人のすべての構成員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第10条 この法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力や団体の活動を助長するような行為は一切行わない。この法人のすべての構成員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 反社会的勢力や団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力や団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力や団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は令和2年10月1日から施行する。